

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年6月25日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った法24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね、以下のことから、本件処分の取消しを求めている。

本件処分通知書には、却下の理由として、申請が遅れた理由について記載されていなかったためとしているが、請求人は、本件回答書において、処分庁に質問し、返事を待っていたにもかかわらず、処分庁は、請求人の質問に答えることなく、本件処分を行った。これは、処分庁の落ち度である。

また、保護申請書には、申請期限と法的根拠が記載されておらず、告知義務違反である。

申請期限があるならば、保護申請書に記載して、申請者に事前に分かるようにすべきであるが、それをしていない。これも、処分庁の落ち度である。

以上のとおり、本件処分の処分理由は、全く理由になっておらず、処分庁が、請求人の生活実態を確認できなかったのは、処分庁が確認しなかったのが原因であり、本件処分の落ち度である。このほか、本件処分は、法 27 条、9 条及び 1 条にも違反しており無効である。

#### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 1 月 2 8 日	諮問
令和 2 年 3 月 6 日	審議（第 4 2 回第 3 部会）
令和 2 年 3 月 1 3 日	審議（第 4 3 回第 3 部会）

#### 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

(1) 法 11 条 1 項は、保護の種類の一つとして、4 号に「医療扶助」を掲げており、法 15 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、6 号において、医療扶助の範囲に「移送」を含むものと規定している。

(2) 地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日付社発第 727 号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）によれば、医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合に、医療扶助に係る移送の給付を行うとされている（運営要領第 3・9・(2)・ア）。

また、移送の給付については、事前の申請を原則とする（同(3)・ア）が、緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消滅した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこととされている（同(3)・ウ）。

(3) 「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問 13-2（答 1）によれば、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じたとき、どの範囲まで最低生活費の認定を事後変更していわゆる追給の措置をとるべきかについて、「最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は 3 か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。」「3 か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」とされており、保護変更処分により扶助費の額を遡及変更する限度は、実務上 3 か月程度と考えられている。

2 これを本件についてみると、請求人は、平成 31 年 1 月に本件医

療機関に通院した交通費について、同年（令和元年）5月31日付けの保護申請書で処分庁宛てに事後申請（本件申請）をしたが、本件申請書の提出が遅れた理由及び生活の状況が不明だったため、担当職員は、請求人に対し、本件申請が遅れた理由等について説明を求める通知書（本件通知書）を送付したところ、請求人から回答書（本件回答書）が提出されたものの、当該理由等についての記載がなかったことが認められる。そして、請求人は、同年6月12日に処分庁の窓口を訪れた際に、担当職員は呼ばなくて良いなどと発言し、担当職員と面接することなく、同窓口から立ち去っていることが認められる。

そうすると、処分庁が、本件申請が遅れた理由を確認できないとして、本件申請に係る平成31年1月分の移送費（通院費）840円について、既に経常的一般生活費により賄えており、遡及変更して追加支給する必要はないと判断し、本件処分を行ったことについて、不合理な点は認められない。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに則って適切になされたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、前記第3のとおり主張する。しかし、上記2に述べたとおり、本件処分は法令等の定めに則って適切になされたものであり、請求人の主張はいずれも理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、処分庁は、本件処分通知書にある却下の理由の欄の後段部分において、「保護費の遡及支給の限度を3か月程度としていることについては、平成30年10月28日付けで提起された保護申請却下の取り消しを求める審査請求に対する、〇〇区福祉事務所長の弁明書に記載したとおりです。」と理由を提示したことが認められる。処分庁に課された、申請拒否処分についての理由の提示の義務（行政手続法8条）からすれば、理由は処分通知の記

載自体によって内容の実質が明らかにされる必要があり、他の文書を引用しただけの形式的な記述は当該義務を履行する方法として妥当なものとはいえない。処分庁においては、今後、理由の提示の運用に当たり、この点を十分に留意されたい。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙（略）